

福利厚生規程

株式会社 大 成

福利厚生型保険付保規程

第1条（目的）

本規程は、役員および従業員を被保険者とし、定年年度までを保険期間とした生命保険を付保することにより、当会社の役員及び従業員への福利厚生を図ることを目的とする。

第2条（適応対象者）

本規程は下記条件に該当する者を対象とする。ただし、パート社員、契約社員およびアルバイトは対象外とする。

- ・就任後の全役員
- ・勤続年数2年以上、かつ人事評価制度で平均点が71点（A評価）を上回る従業員

なお、引受保険会社の契約条件に該当しない場合や身体上の理由により加入できない場合は、この限りではない。

第3条（契約形態）

契約者を会社、被保険者を第2条に定める適用対象者とする。また、死亡保険金受取人を役員・従業員の遺族とし、満期保険受取人を会社とする。なお、解約返戻金請求権も契約者に帰属する。

第4条（付保金額）

下記に定める金額とする。

死亡保険金・満期保険金	300万円
-------------	-------

第5条（事故発生時の扱い）

1. 支払事由が発生した場合の保険金は、保険会社から直接役員・従業員の遺族へ支払われる。
2. 前項に基づき支払われる保険金は、当会社から役員・従業員の従業員の遺族へ支払われる退職金もしくは弔慰金に充当するものとする。
3. 満期が到来した場合の満期保険金は、一旦会社が受け取り、退職金規程に従い所定金額（以下、所定金額という）を支払うものとする。満期保険金と所定金額との差額については、会社が事業資金としてしようできるものとする。
4. 支払事由に該当した場合は、所定の様式により、所属長を経て総務に速やかに届け出るものとする。

第6条（退職時の扱い）

役員・従業員が死亡以外の事由により退職した場合には、速やかに保険契約を解除し、解約返戻金に

関しては一旦会社が受け取り、その後退職金規程等に従い、所定金額を支払うものとする。また、役員または従業員の希望により、保険契約の契約者を変更することをもって退職金の支給に代えることもできる。

第7条（制度変更に関して）

会社は、将来にわたって第1条の目的を達成するためにより合理的な手段がある場合には、会社判断として制度を変更または廃止することができる。また、その場合、相当な期間前に役員および従業員に対して周知するものとする。

第8条（診断書の請求）

会社は、保険金請求のために本人またはその遺族に対して診断書の提出及びその他必要な協力を求めることができる。なを、診断書作成料は会社にて負担することとする。

慶弔見舞金規程

第1章 総則

第1条（目 的）

この規程は、従業員の慶弔禍福に際し、支給する慶弔見舞金について定める。

第2条（慶弔見舞金の種類）

会社が支給する慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- ①結婚祝金
- ②出産祝金
- ③入学祝金
- ④就職祝金
- ⑤還暦祝金
- ⑥銀婚祝金
- ⑦傷病見舞金
- ⑧災害見舞金
- ⑨死亡弔慰金

第3条（勤続年数の計算）

この規程による勤続年数の計算は、採用の日から支給事由の発生の日までとする。

2 前項の計算において、1年未満の端数は切り捨てるものとする。

第4条（適用範囲）

この規程は、全従業員について適用する。

第5条（届出）

従業員が、本規程の定めるところにより慶弔見舞金を受け取る場合は、所定の様式によって、会社に届け出なければならない。

2 前項の届出に際し、事実を確認できる書類を添付しなければならない。但し、会社が認めた場合は、添付を省略できるものとする。

第6条（支給）

会社は、従業員から届出があった場合、支給事由を確認後、速やかに慶弔見舞金を支給する。

第2章 結婚祝金

第7条（目的）

従業員が結婚した場合に、次の勤続年数の区分で結婚祝金を支給する。

①勤続2年未満の者：20,000円

②勤続2年以上の者：30,000円

2 前条の結婚が再婚の場合であり、既に会社から支給を受けたことがある場合は、祝金を半額とする。

3 結婚の当事者双方が、従業員の場合でも祝金は各々に支給する。

第3章 出産祝金

第8条（出産祝金）

社員または社員の配偶者が出産した場合は、1産児につき20,000円を支給する。

第9条（死産の場合）

死産の場合は、見舞金として前条の半額を支給する。

2 前項の見舞金を支給した場合は、第19条の弔慰金は支給しない。

第4章 入学祝金

第10条（入学祝金）

勤続5年以上の子が入学する場合は、次の区分で、その都度入学祝金を支給する。

①小学校：10,000円

②中学校：10,000円

③高等学校：10,000円

第5章 就職祝金

第11条（就職祝金）

勤続5年以上の子が就職する場合（正社員）は、金10,000円を支給する。

第6章 還暦祝金

第12条（還暦祝金）

勤続5年以上の者が還暦を迎えた場合は、金30,000円を支給する。

第7章 銀婚祝金

第13条（銀婚祝金）

勤続5年以上の者が銀婚式を迎えた場合は、金20,000円を支給する。

第8章 傷病見舞金

第14条（業務上の場合）

従業員が業務上の負傷により療養のため、7日以上勤務不能により休養する場合は、金30,000円の見舞金を支給する。

2 会社が必要と認めた場合は、前項の金額は増額することがある。

第15条（私傷病の場合）

勤続3年以上の社員が私傷病により療養のため30日以上勤務不能により欠勤する場合は、金10,000円の見舞金を支給する。

2 会社が必要と認めた場合は、前項の金額は増額することがある。

第9章 災害見舞金

第16条（災害見舞金）

勤続1年以上の従業員が天災その他災害により、住居に損害を被ったときは、次の区分により見舞金を支給する。

①扶養家族のある世帯主の場合

- ・全焼、全壊、流出のとき : 50,000円
- ・半焼、半壊、一部流出のとき : 30,000円

②扶養家族のいない世帯及び非世帯主の場合

- ・全焼、全壊、流出のとき : 30,000円
- ・半焼、半壊、一部流出のとき : 20,000円

第17条（受給順位）

前条の場合、有資格者が2名以上ある場合は、世帯主または年長者に対して支給する。

第 10 章 死亡弔慰金

第 18 条（本人の場合の弔慰金）

従業員が死亡した場合は、遺族に対して弔慰金を香典として支給する。

- ①業務上の死亡：100,000 円
 - ②業務外の死亡：50,000 円
2. 葬儀に際して支給する花輪もしくは生花一对については、死亡原因、本人の会社への貢献度を考慮して、会社が協議して支給の有無及び内容を決定する。
 3. 特に功労のあった社員に対しては、第 1 項各号の弔慰金を増額することがある。
 4. 第 1 項の弔慰金を受け取る遺族は、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条の順位に基づく上位の 1 人とする。

第 19 条（家族の場合の弔慰金）

社員の配偶者、子、父母が死亡した場合は次の区分で弔慰金を香典として支給する。

- ①配偶者：50,000
 - ②子または父母：30,000 円
 - ③義父母（同居の場合）：10,000 円
 - ④祖父母（同居の場合）：10,000 円
2. 会社が必要と認めた場合は、葬儀に際して花輪もしくは生花一对を供することがある。
 3. 支給を受ける社員が 2 名以上ある場合は、喪主または年長者に対して、まとめて支給する。

第 11 章 雑則

第 20 条（各種社会保険との関係）

この規程に定める慶弔見舞金は、労働者災害補償保険法、その他各種社会保険による給付に関わらず、支給する。

付 則

この規定は 2021 年 11 月 1 日より施行する。